

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和8年3月6日	長崎自動車株式会社(法人番号2310001001369) 代表者森田誠	松ヶ枝営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年10月17日、労働局からの通報を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。 (1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)	11	11	11	2
	長崎県長崎市新地町3番地17号	長崎県長崎市松が枝町6番地6号							
令和8年3月18日	長崎自動車株式会社(法人番号2310001001369) 代表者森田誠	ダイヤランド営業所	文書勧告	道路運送法27条第3項	令和8年2月9日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)	11	11	11	0
	長崎県長崎市新地町3番地17号	長崎県長崎市ダイヤランド4丁目10-276							